

# 新潟県農福連携推進連絡会議設置要領

令和元年9月6日制定

令和2年9月3日改正

## 1 目的

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、近年、その関心が高まっている。

このため、新潟県内における農業関係者と福祉関係者の相互理解を深め、連携して農福連携の取組を一層推進するため、新潟県農福連携推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

## 2 構成機関等

連絡会議の構成は、別紙のとおりとし、出席者は、関係機関・団体の部課室等（以下「構成機関等」という。）の長とする。ただし、構成機関等の長の出席が出来ないときは、代理出席を認める。

## 3 連絡会議の取組内容

- (1) 農福連携を推進するための連携した取組に関すること
- (2) 農福連携に関する各種制度・事業等の普及等に関すること
- (3) その他農福連携を推進するために必要な事項

## 4 連絡会議・幹事会

連絡会議は、毎年1回程度開催する。

連絡会議の下に幹事会を置く。

幹事会は、幹事により構成し、幹事は、連絡会議の構成機関等の長が任命するものとする。

幹事会は、連絡会議の決定事項に即した農福連携に関する具体的取組に係る業務を実行する。

また、連絡会議及び幹事会には、必要に応じて関係者（有識者）の出席を求めることができる。

## 5 連絡会議（幹事会を含む。）の庶務は、構成機関等の協力を得て、北陸農政局新潟県拠点において処理する。

## 6 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議において協議・決定する。

## 別紙

### 新潟県農福連携推進連絡会議の構成機関等

新潟労働局職業安定部職業対策課

新潟県福祉保健部障害福祉課

新潟県農林水産部経営普及課

新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室

新潟市農林水産部食と花の推進課

新潟市福祉部障がい福祉課

新潟市教育委員会事務局 学校支援課

J A新潟中央会 J Aグループ新潟担い手支援室

J A全農にいがた担い手・営農支援部

新潟医療福祉大学

北陸農政局新潟県拠点

新潟県農地部農村環境課（オブザーバー）